

新型コロナウイルス感染拡大防止のための二松学舎大学の活動基準

- ◎この基準表による「段階」の決定……原則として毎月1回、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮した上で、決定する。なお、著しい状況の変化等が生じた場合は、その都度、段階の見直しを行う。
 ◎段階の周知……見直した「段階」は、概ね1ヵ月前（上記見直し検討の直後）に、「大きな状況の変化がない限り概ね1ヵ月後には段階（ ）に移行する」あるいは「大きな状況の変化がない限り概ね1ヵ月後も段階（ ）を継続する」旨を学生・教職員に周知し、周知時点から概ね1ヵ月が経過する直前に、周知内容どおりに段階を移行するかどうかの最終連絡を行う。
 著しい状況の変化等が生じた場合は、その都度、対応を行う。

	状況等	授業	教員の研究活動	学生の入構等	課外活動	会議	事務窓口・職員の勤務	図書館
段階0	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時 ・感染症が終息した。 ・感染の危惧がない。 	○通常どおり。	○通常どおり。	○通常どおり。	○通常どおり。	○通常どおり。	○通常どおり。	○通常どおり。
段階1	<ul style="list-style-type: none"> ・自粛等の要請はないが感染への注意は必要な状態である。 ・東京都の感染状況が収束しつつある。 ・東京都の感染者数が低い水準を維持している。 ・上記に準じると考えられる状況 	○感染拡大防止に留意した上で、対面授業の実施を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・座席間隔は1席置きとする。（通常の受講定員の半数程度） ・対面授業では、同時にオンライン授業も併用する。 ※教員は、原則として対面授業を行う。（事情により行わない場合もある。）対面授業への出席は学生の意向を尊重する。	○感染拡大防止に留意し、研究活動を行う。 ○感染拡大防止に留意した出張等を認める。	○感染拡大防止に留意し、原則として入構を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設について制限付きで利用可 ・用件終了後は、なるべく速やかに帰宅する。 	○大学に申請し許可された団体等は、感染拡大防止に留意し、一定の制限付きで活動を認める（人数制限・時間短縮等）。	○原則として対面会議 ・オンライン会議での参加可	○原則として全職員が通常勤務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、時差出勤等を行う。 ○感染拡大防止に留意して、窓口業務全般を実施。	○原則として入館制限を行う。 ○事前予約による窓口での貸出・返却に対応する。 ○閲覧室・書庫の利用を制限付きで認める。
段階2	<ul style="list-style-type: none"> ・大人数でのイベント等は自粛が要請されている。 ・東京都の感染者数がある程度低い水準で安定している ・東京都の感染者数が増加傾向にあるものの高い水準ではない。 ・上記に準じると考えられる状況 	○感染拡大防止に留意した上で、オンライン及び対面の併用授業の実施を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・座席間隔は1m程度以上とする。（通常の受講定員の1/3～1/5程度） ※対面授業の実施・出席については、教員・学生の意向を尊重する。	○感染拡大防止に留意し、研究活動を行う。 ○原則として出張等は自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の出張等は延期 ・感染拡大防止に留意し、日帰り出張等は可能 ・宿泊を伴う出張等は延期 	○原則として入構を制限 ○対面授業等を受講する学生等 大学が許可した学生の入構可 <ul style="list-style-type: none"> ・大学が許可した一部施設のみ制限付きで利用可 ・用件終了後は速やかに帰宅 	○原則として活動を自粛 ○大学に申請し許可された団体等は、感染拡大防止に留意し、厳格な制限付きで活動を可能とする（人数制限・時間短縮等）。	○オンライン会議を活用しつつ 原則として対面会議を実施	○原則として全職員が通常勤務又は、時短による時差勤務を行う。 ○原則としてメール又は電話での問い合わせのみ。 ・窓口は入構を許可された学生のみ対応。	○原則として入館制限を行う。 ○事前予約による窓口での貸出・返却に対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学生については、配送による貸出・返却にも対応する。 ○教員については、閲覧室・書庫の利用を制限付きで認める。
段階3	<ul style="list-style-type: none"> ・外出の自粛等が要請されている。 ・東京都の感染者数が非常に多い状態が続いている。 ・東京都の感染者数が高い水準で増加を続けている。 ・上記に準じると考えられる状況 	○オンライン授業を原則とする。 ○感染拡大防止に留意した上で、対面授業の必要性の度合いが高い一部の授業科目では対面授業の実施を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・座席間隔は2m程度以上とする。（通常の受講定員の1/5～1/10程度） ・対面授業では、同時にオンライン授業も併用する。 ※対面授業の実施・出席については、教員・学生の意向を尊重する。	○原則として在宅での研究活動 ○原則として研究室の利用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ研究室の利用可 ○原則として出張等は禁止・延期	○原則として入構禁止 ○対面授業等を受講する学生等 大学が特別に許可した学生の入構可。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業の受講のみ可 ・授業終了後は速やかに帰宅 	○全面的に活動禁止	○原則としてオンライン会議 ・会議の性格等により、感染拡大防止に留意し、制限付きで対面会議も可能	○原則として全職員が時短による時差勤務を行う。 ○原則としてメール又は電話での問い合わせのみ対応。 ・窓口は入構を許可された学生のみ対応。	○原則として入館制限を行う。 ○学生については、配送による貸出・返却にも対応する。 ○教員については、閲覧室・書庫の利用を制限付きで認める。
段階4	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が発令されている状況 ・本学内でクラスターが発生した場合 ・本学が上記と同等の状況と判断した場合 ・その他上記に準じると考えられる状況 	○オンライン授業のみの実施とする。	○研究活動は在宅で行う。 ○原則として研究室の利用禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ必要最低限の研究室の利用可 ○出張等は全面的に禁止・延期	○全面的に入構禁止 ※自宅等の通信環境等の事情によりオンライン受講できない学生について、大学が特別に許可した学生のみ入構可	○全面的に活動禁止	○オンライン会議又は文書による会議	○事務室を閉室する。 ○在宅勤務を原則とする。 ○許可された職員の出勤を認める。 ○窓口は休止。メールでの問い合わせのみ対応。	○全面的に入館利用を禁止する。 ○学生については、配送による貸出・返却に対応する。